

平成30年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号						
招集年月日	平成30年8月27日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成30年8月27日	午後2時30分	議 長	坂口 久信	
	閉 会	平成30年8月27日	午後3時31分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員  出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川政次	○	10番	水川一哉	○
	2番	吉川里己	○	11番	永尾光次	○
	3番	川原千秋	○	12番	山田恭輔	○
	4番			13番	西原好文	○
	5番	松尾勝利	○	14番	田島健一	○
	6番	徳村博紀	○	15番	片渕栄二郎	○
	7番	村上大祐	○	16番	岩島正昭	○
	8番	田中政司	○	17番	坂口久信	○
	9番	山下芳郎	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松政	○	消 防 長	吉岡和久	○
	副 管 理 者	樋口久俊	○	消 防 次 長	山田浩則	○
	事 務 局 長	永尾淳一	○	消防次長兼警防課長	池田真二	○
	会 計 管 理 者	末藤勇二	○	消防本部総務課長	嶋江克彰	○
	事務局次長兼総務課長	白仁田和哉	○	消防本部予防課長	國廣政秀	○
	電子計算センター所長	池田吉雄	○	消防本部通信指令課長	藤井徳弘	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	馬場隆	○	監 査 委 員	西川平七	○
	介護保険事務所所長兼 総務管理課長	緒方俊裕	○			
介護保険事務所業務課長	寺山理津子	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成30年 8月27日 (月) 1日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘	要
8月27日 (月)	開会・開議 (午後2時) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第18号議案～第27号議案) (質疑・討論・採決) 閉会	

## 2. 議事日程について

議事日程	
平成30年 8月27日（月曜日） 午後2時00分 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第18号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第5	第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第6	第20号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第7	第21号議案 杵藤クリーンセンター焼却施設等解体工事請負契約の一部変更について
	（質疑・討論・採決）
日程第8	第22号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第9	第23号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第10	第24号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第11	第25号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
	（質疑・討論・採決）

日程第12	第26号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
日程第13	第27号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
閉 会	

---

午後 2 時30分 開会

○議長（坂口久信君）

それでは、ただいまの出席議員は全議員であります。ただいまより平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員として、

6 番 徳 村 博 紀 議員

8 番 田 中 政 司 議員

13番 西 原 好 文 議員

以上 3 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（坂口久信君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日 8月27日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、今定例会の会期は 8月27日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

次に、日程第 3. 議案の一括上程であります。

第18号議案から第27号議案までの10議案を一括上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

## ○管理者（小松 政君）

本日、ここに平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

それでは、今定例会に提案しております議案につきまして、その概要を説明いたします。

提案いたしました案件は、条例3件、契約1件、決算認定3件及び補正予算3件の合計10件でございます。

第18号議案は、介護保険法施行令の改正により引用条項を改正する必要があるため、条例を改正するものでございます。

第19号議案は、消防庁舎の移転に伴い、消防本部及び武雄消防署の所在を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

第20号議案は、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表するため、条例を改正するものでございます。

第21号議案は、杵藤クリーンセンター焼却施設等解体工事請負契約の工期及び契約金額の変更が必要となったため、議会の議決をお願いするものでございます。

第22号議案から第24号議案までの平成29年度一般会計及び特別会計の決算認定については、後ほど会計管理者が概要を御説明いたします。

第25号議案から第27号議案までの平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算は、平成29年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金調整などを主に行うものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### 日程第4 第18号議案

## ○議長（坂口久信君）

次に、日程第4．第18号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## ○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

それでは、私のほうより第18号議案について説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第18号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由でございますけれども、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料段階の判定基準となる合計所得金額に係る引用条項を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の新旧対照表で説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

改正箇所については、アンダーラインを引いた箇所となります。

現行で、当該条例第4条第1項第6号ア中の「令第38条第4項」と規定している箇所を「令第22条の2第2項」に改正するものでございます。

議案書の1ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

附則として施行期日を規定しておりますけれども、「この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例第4条の規定は、平成30年8月1日から適用する。」というものでございます。国の介護保険法施行令の適用期日に合わせて適用するものでございます。

以上で第18号議案に係る説明を終わらせていただきたいと思います。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

第18号議案の採決をいたします。本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第5 第19号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第5．第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**○消防長（吉岡和久君）**

それでは、第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

今回の改正につきましては、消防本部庁舎及び武雄消防署庁舎の現在のそれぞれの位置から新たに統合庁舎へ移転することに伴いまして、消防本部及び消防署の位置等について定めた本条例を改正するものです。

一部改正の内容ですが、議案説明資料の2ページの新旧対照表をごらんください。

第3条は、消防本部の位置及び名称を定めるものでございますが、消防本部の位置を「武雄市武雄町大字昭和846番地」から「武雄市武雄町大字富岡12634番地1」に変更するものでございます。

第4条は、消防署の位置、名称及び管轄区域を定めるものでございますが、武雄消防署の位置を「武雄市武雄町大字武雄5959番地2」から「武雄市武雄町大字富岡12634番地1」に変更するものでございます。

附則としまして、施行日を平成30年11月1日とするものです。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（坂口久信君）**

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論を終わります。

第19号議案の採決をいたします。本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第19号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第6 第20号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第6．第20号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（吉岡和久君）

それでは、第20号議案 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

今回の改正につきましては、平成24年に広島県福山市で発生したホテル火災や、平成25年に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、多数の死傷者が出た建物において、消防用設備等の未設置など重大な法令違反があったことを踏まえ、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

一部改正の内容ですが、議案説明資料の3ページの新旧対照表をごらんください。

第47条の規定の次に第47条の2を加えるもので、第1項につきましては、防火対象物の消防用設備等の設置状況が法令に違反している場合は、住民に対し違反している旨を公表することができることとするものです。

第2項は、法令違反の防火対象物を公表する場合は、事前に公表する旨を当該防火対象物の関係者、所有者、管理者、占有者に通知をすることとします。

第3項は、公表する防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例施行規則で定めるものです。

附則としまして、施行日を平成31年4月1日としています。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

第20号議案の採決をいたします。本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案どおり可決いたしました。

#### 日程第7 第21号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第7. 第21号議案 杵藤クリーンセンター焼却施設等解体工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

議案書4ページをお願いします。

第21号議案 杵藤クリーンセンター焼却施設等解体工事請負契約の一部変更について御説明いたします。

これについては平成29年11月13日付で議決をいただき、解体中ですが、焼却施設の煙突及び粗大ごみ処理施設の外壁部分より石綿含有仕上げ塗りが検出されたことにより、契約金額が3億4,233万5,160円から4億1,190万9,840円に、また、工期が平成30年11月30日から平成31年3月22日に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料4ページに仮契約書を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

第21号議案の採決をいたします。本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第21号議案は原案どおり可決いたしました。

しばらくお待ちください。

〔西原監査委員、監査委員席へ移動〕

#### 日程第8～第10 第22号議案～第24号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第8．第22号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、日程第9．第23号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、日程第10．第24号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（末藤勇二君）

それでは、第22号議案から第24号議案までの平成29年度一般会計及び特別会計の決算認定について、歳入歳出決算書より御説明申し上げます。

最初に、第22号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の1ページから歳入を記載しております。そちらをお開きいただきたいと思います。

次のページ、3、4ページのほうをお願いします。

歳入合計で、調定額、収入済額ともに43億654万4,010円で、収入未済額はございません。

1、2ページをお願いします。

歳入項目ごとに記載しておりますので、その主なものについて御説明いたします。

1 款. 分担金及び負担金は、収入済額28億6,069万6,680円でございます。構成市町と介護保険特別会計からの負担金で、収入全体の66.4%を占めております。

6 款. 繰入金、収入済額11億9,887万1千円。その内訳でございます。まず、消防職員の退職に伴い職員退職手当基金、次に、統合庁舎建設に伴い消防施設整備基金、次に、焼却施設等解体事業に伴いふるさと市町村圏基金等から繰り入れたものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5、6 ページをお願いします。

下のほうですけど、歳出合計でございますが、支出済額32億4,840万4,948円で、翌年度繰越額17億7,401万5,120円、不用額4,461万2,612円で、全体の執行率は64.1%でございます。

このうち主な項目について説明いたします。

2 款. 総務費、支出済額 3 億8,289万8,342円で、支出総額に占める割合は11.8%でございます。不用額535万9,658円で、その主な要因は需用費等の減によるものでございます。

4 款. 衛生費、支出済額 2 億6,287万9,629円で、支出総額の8.1%を占め、翌年度繰越額 2 億7,302万 2 千円で、不用額730万1,371円の要因は資材購入費等の減によるものでございます。

5 款. 消防費、支出済額24億7,657万7,404円で、支出総額の76.2%を占め、翌年度繰越額 15億99万3,120円で、不用額1,102万156円の主な要因は需用費や役務費等の減によるものでございます。

以上の結果、7 ページをお開きください。

7 ページのとおり、歳入歳出差し引き残額は10億5,813万9,062円となっております。

次の8 ページから47ページについては、事項別明細書でございます。

94ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

平成29年度一般会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引きました10億5,813万9千円、この額から翌年度へ繰り越すべき財源である継続費逓次繰越額 6 億4,044万 5 千円と繰越明許費繰越額 3 億8,055万 4 千円を差し引いた3,714万円となりました。

続きまして、第23号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

まず、歳入について、決算書の48ページをお願いします。

48ページからではございますけど、次の50ページ、51ページをお願いします。

下の段ですけど、歳入合計ですが、収入済額173億6,385万6,489円、不納欠損2,826万9,154円、収入未済額1億850万6,568円となっております。不納欠損額、収入未済額ともに保険料でございます。

前のページ、48ページ、49ページをお願いします。

主な歳入について、収入額の多い順に説明いたします。

5款. 支払基金交付金、収入済額44億908万3,318円で、歳入全体の25.4%を占めております。次いで、4款. 国庫支出金、収入済額42億5,514万2,400円で、24.5%。1款. 保険料、収入済額34億1,815万1,865円で、19.7%。2款. 分担金及び負担金、収入済額24億8,002万3千円で、14.3%。6款. 県支出金、収入済額23億6,885万3,244円で、13.7%の順となっております。

次に、歳出について、52ページからですけど、54、55ページをお願いします。

歳出合計は支出済額168億2,673万1,118円で、執行率は97.3%でございます。

前のページをお願いします。52ページ、53ページです。

歳出の主なものを申し上げます。

2款. 保険給付費、支出済額153億4,696万4,329円で、支出総額の91.2%となっております。次いで、4款. 地域支援事業費、支出済額6億4,466万9,671円で、3.8%。1款. 総務費、支出済額3億7,658万8,512円で、2.2%。次ページをお願いします。7款. 諸支出金、支出済額3億2,772万3,902円で、2.0%となっております。

以上により、歳入歳出差し引き額は5億3,712万5,371円となっております。

56ページから85ページまでは事項別明細書でございます。

95ページをお願いします。

平成29年度介護保険特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた5億3,712万5千円となりました。

続きまして、第24号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

歳入について、86ページ、87ページをお願いします。

歳入合計は、調定額、収入済額ともに717万2,437円で、収入未済額はございません。

歳入の内訳について、1 款の財産収入は、ふるさと市町村圏基金の運用収入でございます。2 款. 繰入金は、ふるさと市町村圏基金運用益積立金からの繰り入れ。3 款. 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

88から89ページをお願いします。

歳出について、1 款. ふるさと市町村圏事業費、支出済額668万7,097円で、事業費の不用額30万8,903円は構成市町に配分した事業費の中で未執行となった分を平成30年度に繰り越ししまして対象市町へ再配分するものでございます。

歳出合計の支出済額は668万7,097円、不用額48万5,903円でございます。

歳入歳出差し引き残額は48万5,340円となっております。

90ページから93ページまでは事項別明細書でございます。

次に、96ページをお願いします。

平成29年度ふるさと市町村圏特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引きました48万5千円となりました。

次に、97ページから財産に関する調書を記載しております。

そして、104ページには平成29年度の市町別負担金一覧表を掲載しておりますので、御参照いただくようお願いします。

以上、第22号議案から第24号議案までの平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長（坂口久信君）

ただいま説明がありました決算認定3議案については、西川監査委員、西原監査委員の両名から決算審査を受けております。

それでは、ここで監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。

#### ○監査委員（西川平七君）

皆さんこんにちは。お疲れでございます。監査委員の西川でございます。

それでは、平成29年度の各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の意見を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。御確認お願いをいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成29年度の杵藤

地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月27日、当会議室におきまして、西原監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査意見書1ページをお開きいただきたいと思います。

ここに審査の概要ということでお示しをしております。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を関係の帳簿等、あるいは審査に必要な書類と照合し、また、関係職員に説明を求め、慎重に審査を実施したところでございます。その結果、4番目に審査の結果ということで、4項目結果を報告しておるところでございます。決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されていることを、まずもって御報告いたします。

また、財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行され、財政運営の効率化と経費の節減にも努められており、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預金方法等についても効果的で安全な運営がなされております。このことにつきましては、2カ月ごとに実施をしております例月出納検査におきまして検証済みでございます。

実質収支及び財産に関する調書につきましても、正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の方法や結果を集約して申し上げましたが、詳細にわたりましては決算審査意見書2ページ以降に申し上げておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

恐れ入りますが、お手元の意見書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡潔に述べております。

まず、10ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をいたしたところでございます。それぞれ所見を述べておりますが、3番目の衛生部門でございます。

平成29年度において繰り越し事業として杵藤クリーンセンターごみ処理施設の解体工事が行われている中で、今後も引き続きその具体的な計画について十分に検討を重ね、適正な取り扱いのもと、確実な施工を要望しておるところでございます。

その下、葬斎公園につきましてでございます。現行施設の計画的な保守や修繕により適切な維持管理に努められておりますが、その一方で、平成28年度に策定した新葬斎公園の基本計画に基づく新火葬場建設予定地測量業務など建設に向けた事業を開始されたところでございまして、今後とも事業実施について検討を重ね、構成市町との連携のもと、適正な施工実施を行うことを要望しておるところでございます。

続きまして、4番目の消防部門でございます。

火災や事故等、圏域住民の有事に備えた体制のみならず、平成29年7月に発生した九州北部豪雨を例に見る近年の激化する自然災害への対応の強化に期待が高まる中で、年次計画に基づく施設・設備等の整備を着実に推進されている一方で、依然として厳しい財政状況において、その限りある財源の中で効率的な予算執行による経費節減にも努められております。

平成29年度において、消防本部・武雄消防署統合庁舎の建設工事が開始され、繰り越し事業として現在も施工中であります。圏域内の消防を担う重要な拠点となりますので、その施工には万全の体制をもって実施することを要望しております。先ほどの全員協議会で庁舎開庁までのスケジュール等を確認したところでございます。

また、高度な知識や技術を有する人材育成・確保についても、計画に基づく研修や訓練を実施し、消防職員の資質向上に努められております。複雑多様化する各種災害から圏域住民の生命、身体及び財産を守るため、今後とも各分野における消防力の充実強化を要望しております。

次に、11ページでございます。介護保険特別会計でございます。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては、平成27年度からの第6期事業計画の最終年度として運営をされております。保険料の現年度分の収納率については、前年度と比較いたしまして0.06%向上しておりますが、しかし、滞納繰越分の不納欠損額については、前年度と比較して574万959円増加をしております。その一方で、新たな取り組みとして給付制限の制度を取り入れるなど徴収努力が見られたところでございます。適正な判断基準の模索に努められております。

御案内のとおり、保険料は制度の健全な運営に欠かせない重要な財源でございます。近年における高齢者人口の急増によって超高齢化社会と言われる状態であり、それに伴い保険給付費は人口の高齢化とともに、さらに増加していくことが予想されます。不納欠損処理につきましては、支払いを履行されている者との公平性を期するというを前提に、制度の周知と納付意識の啓発の徹底を図るとともに、一層の収納率向上と不納欠損額の減少に取り組まれるよう要望しております。

次に、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

基金10億円の活用については、平成24年6月に国債が満期を迎えたため、その後は定期預金にて運用をされております。



平成29年度において、ごみ処理施設の解体費といたしまして基金の一部の取り崩しがなされております。

恐れ入りますが、決算審査意見書の最終ページ、19ページをお開きいただきたいと思えます。

ここに平成29年度基金運用状況ということで、各基金ごとにお示しをしているところでございます。

一番下のふるさと市町村圏特別会計基金ということで、28年度末残高では10億円あったところでございます。29年度取り崩し額が約1億4,000万円、29年度末の基金額が8億6,000万円ということで、10億円から1億4,000万円ほど取り崩されたという状況であるわけでございます。

また、今後においても、新火葬場施設の整備費等へ基金の一部を取り崩し、充当する計画が予定されております。基金運用収益は今後見込めない財政状況となりますが、限られた財源を有効に活用していただき、圏域住民の活力につながる事業実施に努められるよう要望いたしております。

以上、審査に当たり、今後の事務事業に対する意見と留意点を述べましたが、依然として厳しい今日の財政事情の中で効率的な財政運営を実現することが求められております。

当組合といたしましても、広域行政運営上の諸課題に対する問題意識及びコスト意識を念頭に置き、構成市町の負担金のあり方や長期財政計画、行財政改革大綱などのさまざまな角度から研究・精査するとともに、社会情勢、住民ニーズ等を的確に反映させた予算編成・執行を行い、事業の効率的推進に徹し、圏域発展のために必要な取り組みを着実に推進されるよう要望いたしまして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

それでは、一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第22号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第22号議案は原案どおり認定をいたしました。

次に、第23号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第23号議案は原案どおり認定をいたしました。

次に、第24号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案どおり認定をいたしました。

しばらくお待ちください。

〔西原監査委員、議員席へ移動〕

#### 日程第11～第13 第25号議案～第27号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第11. 第25号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、日程第12. 第26号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第13. 第27号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

それではまず、第25号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ916万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,098万8千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、3ページの次のページから掲載しております補正予算説明書で御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入についてです。

1. 分担金及び負担金、1項. 負担金で2,218万8千円を減額いたしております。負担金の補正は、基本的に平成29年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金から今回の歳入歳出補正に係る所要額を差し引いた額を減額しております。

1目. 総務費負担金から5目. 葬斎公園費負担金までは、前年度繰越分を減額しております。

6目の消防費負担金については、説明欄に記載しておりますとおり、消防費市町負担金を構成する3つの項目で平成30年度分の確定に伴う補正をいたしております。

説明欄に記載の地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税を算定するための消防費基準財政需要額をベースに歳出している消防費負担金で、29年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる補正計数が見直されたことにより増額となるものでございます。その他の2つの項目も、額の確定に伴い補正するものでございます。

以上、市町負担金の補正内容ですが、参考といたしまして、補正後の市町ごとの負担金について(7)ページ、(8)ページに掲載しておりますので、御参照ください。

(3)ページにお戻りください。

5款. 財産収入は、消防施設整備基金などの定期預金利率の確定に伴う補正をするものでございます。

(4)ページをお願いします。

6款. 繰入金、1項. 基金繰入金では、消防退職者の前倒しにより減額補正を行うものです。

2項. 特別会計繰入金では、介護保険低所得者保険料軽減負担金の過年度確定により減額補正を行うものです。

7 款. 繰越金では、29年度決算剰余金について補正を行うものです。

8 款. 諸収入については、高速道路救急業務支弁金の額の確定に伴いの減額補正を行っております。

次に、歳出について御説明いたします。

(5) ページをお願いします。

2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、2 目. 電算センター費では、職員退職手当基金の預金利子の確定により減額補正をしております。

3 款. 民生費、1 項. 介護保険費、3 目. 償還金では、介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算によるものでございます。

4 款. 衛生費、1 項. 衛生費、1 目. ごみ処理センター費及び2 目. 葬斎公園費については、職員退職手当基金利子積立金及び財政調整基金利子積立金の預金利子の確定に伴う減額でございます。

5 款. 消防費、1 目の常備消防費では、退職者の前倒しにより、3 節. 職員手当等を減額し、25 節. 積立金で将来の財政需要に備えて1,440万5千円を積み立て、2 目. 消防施設費では消防施設整備基金利子積立金へ49万3千円を計上しております。ほか、基金利子積立金について、利率の改定に伴い所要の補正を行っております。

(6) ページをお願いします。

7 款. 予備費で、ごみ処理施設建設費負担金及び葬斎公園施設整備費負担金の平成29年度決算剰余金を補正しております。

なお、参考資料といたしまして、(12) ページに予備費の明細書を掲載しております。

以上で、第25号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）の説明を終わります。

引き続きまして、第27号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明をいたします。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1 ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ528万3千円とするものでございます。

補正予算内容につきましては、3 ページの次のページからとなります補正予算説明書で御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入ですが、1款. 財産収入は、基金の預金利子の確定によるものでございます。

2款. 繰入金は、1款の財産収入及び3款. 繰入金の補正に伴いふるさと市町村圏基金繰入金の減額をするものです。

3款. 繰越金では、29年度決算剰余金について補正を行うものです。

(4)ページをお願いします。

次に、ふるさと市町村圏特別会計の歳出の補正についてですが、1款1項1目. ふるさと市町村圏事業費では、19節の負担金補助及び交付金で、前年度繰越金のうち29年度に構成市町村に配分した各種イベント助成金及び各種啓発事業交付金に係る未執行額相当分を関係市町村に再配分することに伴う補正を行っております。

以上、第27号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について説明を終わります。

引き続き、第26号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について、介護保険事務所長より説明をいたします。

#### ○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

それでは、第26号議案について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第26号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,786万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億6,575万9千円とするものでございます。

補正内容につきましては、補正予算説明書の事項別明細書で説明いたします。

(3)ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

7款1項1目. 利子及び配当金でございます。財政調整基金に係る利子の確定によりまして73万6千円を補正し、計143万6千円とするものでございます。

9款1項1目. 繰越金でございます。5億3,712万5千円を補正し、計5億3,712万6千円とするものでございます。平成29年度の決算に伴う繰越金でございます。

(4)ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、歳出についてでございます。

3款1項1目、介護予防・生活支援サービス等諸費でございます。当初予算で当該費目に予算化をしておりました会場使用料について、県内保険者の予算化費目がまちまちであったため、取り扱いを県内で統一されることによりまして、3款2項1目の一般介護予防事業費に組み替えをお願いするものでございます。

また、同様の理由によりまして、同目で予算化をしておりました介護予防事業委託料のうち、愛の一声運動に係る部分を3款3項2目の任意事業委託料に組み替えをお願いするものでございます。

続きまして、4款1項1目、介護保険財政調整基金積立金でございます。平成29年度事業の精算に伴いまして1億6,590万9千円、そして利子積立金で73万6千円、合わせて1億6,664万5千円を補正し、計1億6,734万5千円とするものでございます。

(5) ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項1目、償還金でございます。平成29年度の各種事業精算に伴う国庫、県、市町等への返還金として3億7,120万7千円を補正するものでございます。

次に、6款2項1目、一般会計繰出金でございます。介護保険低所得者保険料軽減負担金の29年度精算に伴う補正でございます。一般会計に繰り出しをいたしまして、一般会計で繰り入れの上、一般会計より国庫へ返還をするというものでございます。

以上で第26号議案に係る説明を終了いたします。御審議よろしくお願い申し上げます。

**○議長（坂口久信君）**

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

これより一括討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第25号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第26号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第27号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第27号議案は原案どおり決することにいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして8月定例会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

午後3時31分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂 口 久 信

6 番議員 徳 村 博 紀

8 番議員 田 中 政 司

13番議員 西 原 好 文